

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	南アルプス市 秋山	地区名	秋山川(あきやまがわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価			
①課題・背景 本箇所は、南アルプス市秋山地区を流れる一級河川秋山川の支流の荒廃溪流で、平成30年9月30日から10月1日にかけて発生した台風24号の豪雨により、山腹崩壊が発生し、これを発生源とした不安定土砂が溪床内に多量に堆積している状態である。今後の豪雨等により、下流への土砂流出が懸念されるため、土砂流出対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当			
②整備目標・効果 □主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家 19戸 市道 130m 農道 500m 土砂整備率 (現況) 12% < 70% ※ 災害実績 有 (H30年9月30日台風24号) ※ 重要公共施設 無 ※				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備			
				③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 2.41 > 1.0 ・便益(B) = 413 百万円 ・費用(C) = 171 百万円			
				④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない			
				⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効			
□副次目標				⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する			
□副次効果				⑦事業計画の熟度 ・地元南アルプス市より強い要望あり			
				<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断			
				(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: b 副次効果ランク: 2 優先度評価: III			
(2)整備内容と整備量				(5)総合評価			
①整備内容 谷止工 3基 山腹工0.15ha ②整備期間 平成30年、平成32～平成34年 ③総事業費 188百万円(国費 85百万円(1/2) 県費 103百万円(1/2)) ④全体計画 平成30年 谷止工1基 45百万円 平成32年 谷止工1基 46百万円 平成33年 谷止工1基 43百万円 平成34年 山腹工 0.15ha 54百万円				・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施			
⑤既整備内容・期間・事業費				【事業位置図等】 			

(※ 評価基準値)